

特集

さよなら、体罰

「校長及び教員は教育上必要があると認める

ときは、監督官庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。」

（学校教育法第11条）

スポーツの指導だから許される「体罰」というものがあるだろうか。スポーツ指導も相手の年齢に関係なく他人を指導することにおいて、他の社会生活上のルールと変わるところはなく、特別にスポーツだけに認められた「体罰」など存在するはずがない。だが、問題は単純ではない。身体的、精神的に「体罰」に類する過酷な指導が日本のスポーツの歴史には刻み込まれている。しかもその多くが、秘話のように美化して語られ、安易な誤解を招く要因ともなっている。スポーツ指導は本来、スポーツをする喜びや楽しみをひとりでも多くの人々に味わってもらうものであり、「暴力」や「強制」からはもっとも遠い営みのはずだ。にもかかわらず、何故理不尽な体罰が後を絶たないのか。特集であらためて「体罰」の悪弊を洗い出し、スポーツ現場からの体罰一掃を訴えたい。

第1章 体罰が意味するもの

1. 体罰は教育の放棄



【てらさき ひろあき】
1951年長崎市生まれ。東京大学大学院博士課程満期退学。博士（教育学）。お茶の水女子大学助教授、東京大学教授などを経て、現在、山梨大学教育人間科学部教授。著書に、『イギリス学校体罰史』（東京大学出版会、2001年）、「教育の古層―生を養う」（共著、かわさき市民アカデミー出版部、2004年）、など。

山梨大学教育人間科学部 教授 寺崎 弘昭

体罰は法律で 禁止されてきた

日本においては、世界的にみても早い段階から、学校での体罰は法令・法律によつて禁止されてきた。

戦後1947年に制定された現行の学校教育法第11条は、体罰を次のように明白に禁止している。

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

この規定は、じつは、戦前1900年小学校令第47条にさかのぼるものである。また、体罰禁止規定そのものは、さらに、1879年（明治12年）教育令第46条「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰^{鞭打}ヲ加フヘカラス」にまでさかのぼる歴史をもつ。

現行の学校教育法における

る体罰禁止規定の解釈に関しては、法務省法務調査意見長官「児童懲戒権の限界について」（1948年）が重要で、「体罰」について次のような解釈を明らかにしていた。

学校教育法第11条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち、

（一）身体に対する侵害を内容とする懲戒
―なぐる・けるの類―
がこれに該当すること
はいうまでもないが、
さらに

（二）被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば、端座、直立等、特定の姿勢を長時間にわたつて保持させるといふような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない。

すなわち、「体罰」とは「身体に対する侵害を内容とする懲戒」「肉体的苦痛

を与えるような懲戒」であり、懲戒が「教育上必要があると認めるとき」に行使されるのであるから、体罰はすべて教育的営みとしては法律上認められない行為なのである。

体罰容認論の 執拗な持続

にもかかわらず、今日に

至るまで、体罰はやむことなく続き、体罰の結果としての「傷害致死」事件や訴訟が新聞紙上を賑わすことにもなっている。また同様に体罰が法令上禁止されていたはずの戦前の学校の中にも、体罰が横行していたことは周知の事実である。そのことは、教育指導者たちの教育への構えの底に、体罰を肯定あるいは容認する「本音」が流れてやまなことを明かしている。

戦前、明治・大正・昭和を通じて主要な教育論壇の一つを提供していた雑誌『教育時論』においても、体罰肯定・容認論が大勢を

占め続けていた。1910年には衆議院議員までも登場し、教育熱心のあまりの殴打は感謝されこそすれ非難されることではない、と論じている。また、体罰禁止規定を「輸入し来れるバクテリア」とまで断じ体罰禁止規定そのものの撤廃・削除を主張する論も掲載されたほどである。これは、もともと最初の体罰禁止規定である教育令第46条が、アメリカ合衆国の中では例外的に早く1867年に体罰を禁止したニュージャーシー州学校法などの規定を移植したものであった経緯によつていえる。

1940年に東京下谷区の小学校で起きた体罰事件を報じた読売新聞は、次のような教員の発言を載せている。

その時の私の心境はいまこの子を笑つて見逃すことはこの子を增長させるばかりだ。教師としてこの子を愛す所以ではない。……

私は泣いて竹刀で撲りました、彼を本当に愛し、良くしようとの心以外に何もありませんでした。

これは、「愛の鞭」や、教育の「最後の手段」「必

止されており、法律違反行為である。したがって、体罰を行つたことは、自らがそのとき教育者であることを放棄したことを示すものであり、自らの教育指導の破綻・敗北を告白したこ

い。体罰は、この場合、危険な賭けに身を晒すことである。

体罰はいわば法律で禁止されている「毒」だということを認識しつつ、毒には毒をとつて処方もやむを得



要悪」として体罰を位置づける、体罰容認論の典型である。

体罰は教育指導者であることの自己放棄

しかしながら、体罰は学校教育法によつて厳然と禁

とにほかならない。訴訟の被告になった教員が、教師と生徒の信頼関係のなかで行つたものだとかよく弁明することがあるが、しかし、現に訴訟沙汰になっているというものはその信頼関係すらなかったとい

ないという議論もある。しかし、比喩的に言えば、百歩譲つて体罰が劇薬だとされていなくても、それを処方すれば医者としての資格を失うことはもとより、刑法・民法上の訴訟の被告にもなるのである。

体罰はとくに体育・スポーツ指導（部活等）の領域で根強く残っている、と指摘されている。それには、体育が身体教育の特化して、教育には罰がつきものであるという認識を媒介に、容易に体罰に結びつくという背景がある。ここでは往々にして、教育指導が「調教」と重ねられやすい。つまり、競馬の競走馬やサーカスの動物の調教と、人間のからだを育むことが混同される。あるいはまた、練習が「修行」、さらには「苦行」イメージで考えられやすいということもある。

しかし、教育は生（からだ）を養う営みであり、その目的は生きていくことの心地よさ（ウェル・ビーイング）を得る力を育むことである。そのことに照らせば、苦痛ではなく快楽の活用がもっと大事にされねばならない。自らのからだを動かし感じることが心地よさに満ちているはずだ。

2. 裁判例に見る体罰の現状

弁護士 八木 由里



【やぎ ゆり】
弁護士。第一東京弁護士会・八木法律事務所（東京都・大田区）所属。（社）日本馬術連盟司法委員長、同ドレーピング裁定委員長、同倫理委員。日本体育協会発行「スポーツジャスト」、日本弁護士連合会発行「自由と正義」などに寄稿。2007、2009日本体育協会「ジュニアスポーツの育成と安全安心フォーラム」パネリスト。

はじめに

スポーツ指導者が、指導中に習得の遅い子どもに腹を立てて、叩いたり蹴ったりする、あるいは、試合に負けたことを理由に、選手の顔を平手で打つというような行為は、許されるのであろうか。指導者にとってみれば、熱心さゆえに行った行為であり、選手に気合を入れ、上達を促すために、場合によってはそのような必要であると考えている場合もあるかもしれない。そこで、本稿ではスポーツ指導中の体罰が法的にどのように評価されるのか、過去の判例を通じて検証したい。

判例

①練習を無断で休んだことなどを理由に、高校陸上部の顧問教諭が2年生の女子部員の頭部を竹の棒で数回殴打した行為、やりで

頭部を腫れるほど殴打した行為、顔を殴りし、大腿部を強く蹴つた行為、長時間土下座ないし起立させながら行った説諭行為を違法と判断（岐阜地裁民事部平成5年9月6日）

この裁判の中で、責任を問われた教諭側は、「指導教諭が、選手に対し、きつく当たったとしても、それは素質のある選手をより強い選手に鍛え上げようとする愛情に基づく指導であって、あたかも親が子どもを教育するために叩くのと同様である」、「部活動は、より優秀な運動選手としてどこまで自分の才能を伸ばせるかということを目指しており、そこでは、当然に厳しい指導や練習が前提とされているので、指導者と選手との関係においては、指導者の選手に対するある程度の叱責あるいは有形力の行使も選手を鍛えるための手段として許容されている」、「高度な技術

スポーツ指導者の体罰を違法とした判例はこのほかにも複数あるが、これに対して、スポーツ指導中の暴力について、その正当性を認めた判例は見当たらない。

法律

以上述べたように、スポーツ指導中の暴力を正当と認めた判例は見当たらないが、法律上は、指導教育の場における一切の身体的な接触を違法としているわけではない。学校教育法11条や、民法822条には、教諭や親権者に「懲戒権」を認めており、親から指導を頼まれているスポーツ指導者は親から「懲戒権」を委託されていると考えることも可能である。実際には、スポーツ指導以外の事案ではあるが、ごく一部の事案で、指導者の行為を正当な「懲戒」と認めている。

しかし、それらの事案は、いずれも、子どもが、口頭で何度も注意しても

言うことを聞かない、わざと非常識な行動を取る、あるいは、度を過ぎた悪ふざけをしたようなときに、それを戒めるための軽度な身体的接触（軽く頭を叩くなど）について、正当な懲戒と判断しているのみであり、正当な「懲戒」として認められる身体的接触の範囲は、きわめて限定されていると考えるのが妥当であろう。

結語

以上検討した判例からも明らかのように、スポーツ指導の場面でしばしば行われるような、うまくできないから殴るといふ行為は違法な「体罰」に他ならず、許されない。そもそも、「懲戒」とは「こらしませる」と「こらしめる」こと（広辞苑）なのであって、上達が遅いから、あるいは、試合で失敗したから「こらしめる」ことは、その必要性も許容性も認め

教諭が中学2年生の選手を平手で顔面や頬を数回殴打した行為を違法と判断（浦和地裁民事部平成5年11月24日）

このケースのように、スポーツ指導では、選手が思うように上達しないとか、試合に負けたことを理由に暴力をふるうというようなケースが多いと思われる。実際、このケースでは、責任を問われた教諭側は、「次の試合に臨む選手の気持ちを引き締め、活を入れるために行った行為である」旨主張している。それに対して、裁判所は「教諭にそうした意図・目的が全くなかったとまではいえないものの、むしろこのままでは次の試合に勝てないという焦りの感情をそのまま選手にぶつけたに過ぎず、本件行為を正当化しうるに足りる教育的配慮等があったものとは認められない」旨判断している点は注目し値する。

②バレーボールの試合で辛勝した後、顧問

られず、そのような行為は許されないことは当然である。違法な体罰は、暴行罪や傷害罪に該当する行為であり、それに対する損害賠償責任も発生する。成人の大人から、暴力を振るわれるという体験は子どもにとって大変な恐怖であり、子どもたちのからだだけでなく心も傷つける行為である。実際に、複数の事案で、体罰を受けた子どもたちがその直後に自殺しているのだから、指導者は、体罰が子どもにも与える深刻なダメージを強く認識する必要がある。判例も指摘しているように「厳しい指導」とは「体罰」を伴う指導ではない。選手を上達させるために「体罰」が必要だとしたら、それは、指導力不足以外の何ものでもないのである。



3. 体罰に関する国際的 動向

早稲田大学留学センター研究員
アーロン・ミラー



【Aaron Miller】
米国出身で高校時代はアメリカンフットボールとバスケットボールの両方で活躍。外国語青年招致事業に参加して愛媛県で2年間英語教師を務め、文部科学省奨学生として東京大学に2年間在籍して日本のスポーツコーチのコーチング法について研究した。社会文化人類学と日本学で2009年10月に英国オックスフォード大学より博士号を取得。

国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」の第19条では、「すべての肉体的、精神的な暴力」から子どもを守る事を各国に呼びかけている。しかし、2008年の時点でこの国際条約に従って家庭内における体罰を禁止している国は23カ国にすぎない。一方、学校など教育現場における体罰を禁止している国は多数あり、2008年には日本を含む106カ国で公共施設における体罰を禁止する法律が存在するが、これらの多くは過去数十年間のうちに制定されたものである。この事から、多くの国では体罰が家庭における教育の手段としていまだに広く用いられている一方、学校においては国際的にも体罰が禁止される傾向にあるといえる。

そうした中、意外に思われるかもしれないが、実は日本は明治時代初期に世界でもいち早く学校での体罰を禁止した国である。しかし、一方で体罰は教育や人間形成に役立つと広く信じられており、このような禁止令の公布に反して体罰は今なお行われている。一方、米国では子どもの道徳教育に良いという宗教文化的な教えが根強く、実は半数近い州で学校での体罰が禁止されていない。また、日米両国の政府はいずれも家庭内における体罰を禁止にはしておらず、スポーツの監督やコーチによる体罰の使用を明確に禁止する法律もない。もちろん、学校の運動部は学校教育の一環として体罰を禁止する法の管轄内に入るため、両国のスポーツコーチ・監督は体罰の法的な影響を慎重に受け止める必要がある。

こうした複合的な状況に対し、本稿では、特に西洋における体罰の使用を正当化している文化的要素について解説し、それに対する国際的な、特に学者による見解と動向について紹介したい。結論から言えば、学者の多くは、体罰は良い影響よりも悪い影響の方が遙かに大きいと考えており、この数十年の間に各国で体罰が禁止されるようになったのも、家庭や学校、さらにはその延長にあるスポーツチーム内での体罰の使用に対するそうした国際的な学者達の総意（コンセンサス）に起因するものなのである。

西洋社会における体罰の文化的要因

歴史的にみても、西洋社会では体罰はけっして珍しい教育手段ではなかった。フリードリヒ大王、トーマス・アーノルド、エラスムス、ヴォルテールなど、西洋の歴史的指導者の中にも子どもの頃にたたかれた経験を持つ者は数多くいる。西洋における、体罰が子どもの道徳教育に良いという宗教文化的な考えは、旧約聖書のソロモンの格言「鞭を加えない者はその子を憎む者である。子を愛する者はつとめてこれを懲らしめる」（《旧約聖書》箴言13・24）に基づくものである。この格言は、ユダヤキリスト教に基づく考えが多数を占める国々において、家庭内や学校における子どもへの体罰を正当化している。アメリカの一部の州やヨーロッパの一部の国で体罰が未だに法律で禁止されていないのも、こうした宗教文化的な背景によるものであろう。

よる場合が多く、ここではスポーツがしばしば戦争に例えられ、そうした体罰がむしろ必要とさえ思われている。

体罰の有害な影響と根絶へ向けた学術的提案

このような体罰の人間形成における効果と必要性に対する一般的な考えに対し、スポーツのフィールドの内外を問わず、大多数の欧米の学術的研究は、体罰を使用する事によってもたらされる心理的影響に焦点を当ててきた。例えば、



ば、Straus and Donnelly (2001) は「打たれた子どもは愛と暴力は切っても切り離せないものだとすぐ学ぶ」としているし、Levinson (1989) の比較文化研究では、子どもへの体罰が多い国ほど妻に対する暴力も多い事が示されている。88の体罰研究を分析したGershoff (2002) は、体罰は幼少期の非行や反社会的な態度、成人後の犯罪や反社会的態度、肉体的な虐待の被害者になること、そして自分の子どもや配偶者に対する暴力的態度といった望ましくない結果と関係

しており、多くの場合その影響は有害であると論じている。以上のような研究成果を受けて、体罰の根絶に向けた活動が、特に民間団体や専門組織、そして学者の間で世界的に広がっている。例えば、ユニセフなどが支援する「子どもたちへの体罰を終わらせるための国際的イニシアチブ」(The Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children) や、「子どもたちのための国際NGO (Save the Children)」、アメリカ思春期医学会、日本弁護士連合会などである。

体罰の使用は、太古の昔に言葉という有益な手段を持たなかった人類にとって、子どもたちに道徳的教育をしたという進化の名残だったのかもしれない。そして、そのような原始的な教育手段をやめる事は、多くの学者達の間で特に人間らしさの進化の証だと考えられている。残念ながら体罰は未だに広く用いられているが、それらを改めて、より「進歩的」な教育手段を用いるべきだというのが、国際的なコンセンサスであるといえよう。

References
Gershoff, Elizabeth Thompson (2002) 'Corporal Punishment by Parents and Associated Child Behaviors and Experiences: A Meta-Analytic and Theoretical Review' *Psychological Bulletin* 128(4):539-579.
Levinson, David. (1989) *Family Violence in Cross-Cultural Perspective*, Newbury Park, CA: Sage.
Straus, Murray A. and Donnelly, Denise A. (2001) *Beating the Devil Out of Them: Corporal Punishment in American Families and Its Effects on Children*, Transaction Publishers.

第2章 不毛の体罰——3つのメッセージ

スポーツ指導の現場を知る識者の方から、体罰観をうかがった。
厳しさと暴力との区別がつかない体罰から生まれるものは一切なく、早く訣別すべき過去の悪弊との指摘が相次いだ。
元プロ野球選手の桑田真澄氏、大相撲尾車部屋の尾車浩一親方そして、東京女子体育大学の阿江美恵子教授に語っていただいた。

経験頼りの指導者たち

野球の場合、指導に免許（公認資格）が求められないでしよう。体罰が横行する原因のひとつにそれがあってと思います。少年野球を見に行くと、三振して帰ってきた子をバーンと殴ったり、エラーした子をバカヤローって怒鳴っています。信じられないかもしれないですが、小学校時代の僕はグラウンドへ行つて殴られなかった日がなかった。キャプテンをやっていた、仲間がエラーしてもキャプテン来いって呼ばれて、僕がしばかれています。だから練習前日から今度は何発殴られるんだろって、もう恐怖でいっぱいでした。試合で負ければ、練習でボコボコやられるし、水は飲んでじゃいけない、何しちやいけないと理不尽そのものでした。子どもたちに何が大切なのか、自分で勉強することもせずほとんどの場合は自身の経験を頼りに指導が行われていました。高校野球の指導者のうち、甲子園やプロを経験した人というのはほんのひと握りです。大半は「俺は殴られながら厳しい練習をやったが甲子園に出られなかった。お前たちが甲子園に出たいのなら、俺以上のことをやらなければならぬ」と思うんですね。びっくりするようなひどい指導がそこから生まれるんです。

夢のために自分を守った

そういう指導者の方に、もっと合理的で効率的な指導が必要じゃないのかと言うと、「いや桑田さんは、すごい練習をし



【くわたますみ】
1968年兵庫県生まれ。PL学園で1年から甲子園5回連続出場し、優勝2度、準優勝2度の原動力に。1986年ドラフト1位で巨人軍に入団。2006年、米メジャー挑戦のため退団するまで通算173勝を挙げた。2007年ピッツバーグ・パイレーツとマイナー契約を結び、同年6月にメジャー初登板。2008年に現役を退き、翌年4月早稲田大学大学院スポーツ科学研究科に入学。

と対等には戦えないなど、気づいたのです。ピッチングだけでは駄目でバッティングも守備練習もしなきゃいけない。休養も栄養も必要です。学生ですから勉強もしなきゃいけないし、遊びも大事です。勉強だけでも早稲田に入れるように本当に頑張りました。

自信が根性をつけさせる

殴られてそれに耐えることで根性がつくと言う人がよくいます。ではそうして育ってきた僕たちの年代みんなが根性あります。僕たちより上の世代の人たち全員に根性あります。プロだって三振はするし、10割は打てません。エラーだってします。なのに子どもがミスしたからといって殴ったり怒鳴ったり。そのくせ、自分ばかばかタバコを吸っている。子どもや学生を指導しているんだから、グラウンドで吸う必要はないじゃないですか。自分に優しく選手に厳しいなんて最悪の指導だと思います。大人として卑怯なふるまいですよ。小石だらけのグラウンドで、自らイレギュラーする球を捕って



てきたから今があるんでしよう」とよく言われます。でも僕はそういう練習はやってこなかった。千本ノックなんて受けなかった。毎日百球投げると言われても従いませんでした。何故かという、それをやれば絶対からだが壊れるから。周りにいっぱいいた良い選手がみんな壊れていくのを目にしていたからです。子どものころから僕は絶対プロ野球選手になりたかったので、こんな中学や高校で壊れてたまるものかと思って。だから自分で本を読んで、必要なこととそうでないものを分けてやるようにしましたから、よく指導者と対立しました。あとはすぐに身につけていくのです。
指導者は伴走者
いまの子どもたちを見てると可哀相になります。失敗したら負けるとか、絶対に失敗しちゃいけないだと思込んでいます。だから倒れないようにつまずかないようにみんな我慢して頑張ります。でも倒れたっていいんですよ、起き上がってくればいいんだから。その起き上がるところを教え、指導者だと思えます。一緒に目的地まで走ってあげる伴走者。自分が持っている知識なり経験なりを役立つように、一緒に考えながら提供していくパートナーです。高いところから教えてやる先生では決まっています。僕は5年前か

みせることもしないで、無茶苦茶に練習させるなんて、僕にはできません。
根性をつけるには、自分で考えて自分で行動を起こさせることだと思います。自分を信じて自分で自立させていく指導が大切です。自信があることすなわち根性だと思えます。自分で決めた練習をやり抜くことで自信が生まれ、自然に根性が

2. 体罰は指導者のエゴ にすぎない

（特集）
さよなら、
体罰



鉄砲柱に頭から……

2年前、相撲界では1人の若者が暴力によって命を落とすという、本当に残念な事件が起こってしまいました。相撲にかかわる者のひとりとして反省すべきところはあります。

しかし、誤解しないでいただきたいのは、あの有名な「暴力」が、すべての相撲部屋で行われているわけではないということ。「暴力」と「指導」はまったく別のものです。からだひとつで戦う競技ですから、稽古はとても厳しく、つらいものです。

たとえば、相撲は頭から相手にぶつかっていくでしょう。それが最初は怖くてできなかったんですよ。そうしたら親方が私の首根っこをつかまえ、鉄砲柱にゴーンとぶつけて「痛いだろう！」と。最初は意味がわからなかった。でも「柱の痛さに比べたら、人間の頭なんて痛くないんだ。怖がらないで、自分から思い切っ行ってみる」と言われ

て、実際に当たってみたら確かに痛くなかったです。

自分の体験は踏襲しない

じゃあ、今自分が指導者の立場になって、同じような指導をするかといえば、話は別。

自分が受けてきた指導は決して忘れてはいけないと思います。それはなぜかと言うと、「それと同じことをしないため」です。その当時は、そういった指導が必勝法だったかもしれないけど、それは今の必勝法ではないんですよ。だって環境が違うんだから。よく言われるように子どもたち自身が甘くなつたわけでも、やる気をなくしたわけでもないんです。家庭環境や教育、社会の環境が競争しない運動会のような状態を作ってしまった。そんな子たちに、「自分はこういうふうになつてきたから」、「こういうふうになつてきたから」と接するのは、指導者として大きな間違いです。

だからといって、教えても教えるてできないあまり暴力や体罰を与えるのは、子どもの能力

を伸ばすためじゃなくて、子どもを思うままに支配しようという指導者のエゴ。今の子どもたちは鋭いから、よくそのことを分かっていますよ。暴力なんて無くたっていくらでも指導できるんです。力士は叩いて強くなるわけじゃないんです。叩いて強くなるんだったら何発でも叩いてやりますよ。体罰と相撲が強くなるか成長することはまったくの別問題です。

今思い返すと、親方には「一発叩かれないとできないんだつたら、牛や馬と同じじゃないか、この馬鹿！」とよく叱られたものです。その通りでね、叩かれてできるなんていうのは最低なんですよ。相撲以外のスポーツでも同じだと思いますが、一番大事なのは本人が「自分で考える」ってこと。「人の目はごまかせても、自分の目はごまかせないんだよ」って、僕はいつも若い力士に言い聞かせています。それはもう口癖。

厳しい稽古は不可欠

今も昔も、相撲の世界では、やっぱり人より頑張った人、人より熱心に行った人、あきらめ

なかつた人たちが番付の上に行っていることには変わりはない。だから、指導者はどうやって頑張らせようか、熱心にさせようかと考えることが大事なことです。

私が相撲をやっていると思うのは、力士の成長にとって、「悔しさ」が一番のバネになる。だから、「アメとムチ」と言うけれど「君ならできる」とか「お前なら絶対にやれる」「頑張れ」というのは、これはこれで大事な言葉ですが、そんなお世辞だけを言われて、スナナリやる気になれるほど相撲は甘いスポーツではない、と思います。100キロ、200キロのからだだからだが全力でぶつかり合う、時には人を傷つけてしまうこともある競技なんです。

だから「悔しくないのか、この野郎！」とか「母ちゃん泣いているぞ！もつと親孝行したいとは思わんのか、こらっ！」とか言っって怒鳴りつけることも、正直言っって、ある。ぶつかり稽古では、苦しくて息が上がった力士に「もう二丁」「もう一丁」と、さらに追い込むこともあります。そうやって死に物狂いになった状態で出た力が、そ

指導は長い時間がかかるもの

の力士を成長させるんです。人って自分には甘いんですよ、間違ひなく。そこを指導者がハッパをかけてやって、成長を伸ばしてやるしかないじゃないですか。もう立ち上がれないと自分で思う力士が、そのハッパで最後まで稽古をやり抜くことで自分に自信をつける。晴々とした表情でひとこと私にあいさつして終わるときに、指導者冥利のようなものを感じます。

相撲の世界は、ひとつ屋根の下で一緒に生活するわけですから、土俵の中だけを教えているわけにはいきません。親御さんから預かった大切な子たちです。それは相撲界での出世だけじゃなくて、引退後も、かりに途中で辞めたとしても、部屋で学んだことが次の世界で通じるような一人前の人間に育てていくのが私の仕事で



【おぐるま こういち】
1957年三重県生まれ。元大関・琴風。佐渡ヶ嶽部屋に所属し、1971年の初土俵以来、得意のがぶり寄りを武器に活躍。あいつぐ膝の故障に悩まされながらも、1981年大関に昇進した。1985年に引退するまで、幕内最高優勝2回を果たす。1987年に佐渡ヶ嶽部屋を離れ尾車部屋を創設。豪風、嘉風の幕内力士を筆頭に15名の力士を指導する。

3. 熱意を体罰に転化させない

体罰の再生産

「体罰」について、私はもっぱら指導を受けた側の心理を調査してきました。本校に入ってきた学生がその対象でしたが、彼女たちは指導者の熱意というものはよくわかっていて、その熱意ある先生からであれば体罰を受けても容認する意識が強く見られました。

一方、指導にはある特定の指導方法の流れがあつて、選手として大成した人が指導する側に立つと、自分が受けた指導のやり方を踏襲する傾向が顕著です。競技スポーツの場合、育成の場は中学、高校の部活動が中心になりますから、そこでの指導者は体育の先生が大半であつて、生徒が先生の言うことを聞くのは当たり前で、ましてその先生のお陰で自分は成長できたと思えますから、人間的にもすごく強い影響を受けます。ただし、高校生では嫌だと思つても指導者を自分で選ぶことができず、他の指導と比較することもできないので、仮にその指導が必要以上の厳しさでも仕方がないと本人たちが

が考える面もあります。そうした事情が、体罰の再生産につながっていると思います。

短期間で答えを出すために

では何故、指導者の中に体罰に走る人が出てくるのでしょうか。良い成績というものは本来に魅力あるものだと思います。自分の指導力に自信を持っていたり、生徒を見てこの子たちであれば厳しく指導すれば絶対上までいけるといふ見立てもあるかもしれません。そこで勝ちたいあまり熱くなり過ぎてしまふ…。

たとえば高校野球の場合、「甲子園」を軸として社会の注目度が高くて高いわけですが、プロでもない高校生の野球チームが県代表になつただけで、知事を表敬訪問します。報道メディアも書き立てるし、親たちも冷静さを欠きます。学校自体も能力のある生徒を集めて力を注ぎます。そういう意味で、指導者には成績を出さないととんでもないことになるというプレッシャーがかかります。だからわずか3年という短い

時間の中で成果を出すために、「強制」的に長時間の練習をやらせてしまふ。全員がプロ選手になれるわけでもないのに、自分自身もそうやってきたから、と無理矢理に。厳しい指導とはそういうものと信じて疑わないわけです。それでついでにいける子どもはまだしも、恐らくその後ろには怪我をして使えものにならなくなつてしまつた可哀相な子どもがたくさんいると思います。なかには、怪我をしてでも試合に出てくるケースがあつてそれが美談になつたりします。本人のことを考えたら絶対

にそんなことをやらせてはいけません。もちろんこれは野球以外の競技にも共通しています。私の大学にも、前十字靭帯を切つた状態で入つたとたんに入つた学生がたいていいます。私をやる学生がたいていいます。

子どもは成長していくもの

体罰そのものは、「良くないことをしたから体罰を与えて繰り返さないようにする」という考え方で、罰を与えて良いこと、新しいことを生かさない、そういう内容なのです。新しいことや、できなかったことをできるようにさせるためには、罰で心を萎縮させるのではなく、良くするためのアドバイスの方が遙かに効果があるという



【あえ みえこ】東京教育大学体育学部卒業、筑波大学博士課程体育科学研究科単位取得満期退学。1987年より東京女子体育大学に勤務。専門は体育・スポーツ心理学。日本スポーツ心理学会認定メンタルトレーニング指導士。今年、同大学野球部部長として、16年ぶりに全国大学女子野球選手権大会で優勝を果たす。

研究の成果もあります。自分を上手くコントロールできない子どもや、優しくすると大人をなめてかかるひどい子どもは必ずいるものです。そこで指導する大人がどれだけ冷静に、子どもに気づかせることができるか。また、指導者が見ている子どもの姿はほんの一時期です。ほとんど成長していきます。だから、その時点で子どもの競技力を高められないとしても、もつとその先で、この子どもは10年後にどう育っていくのか、そのスポーツとどうかかわつてい

るのかをイメージして指導してほしいと思ひます。ずっと以前、ある学生が相談に来ました。「もう地元に戻れない」と思ひ詰めた様子です。理由を聞くと、「(部活で体罰を受けた)先生が駅のあたりを歩いているかもしれない」と言うのです。バレーボールで高校生ですが、大学ではスポーツをせず、テレビの試合中継も観る気がしないと、完全に逃げていました。かなり深刻な心的外傷でした。中学校や高校の部

活動は、日本のピラミッド型の競技力向上には効果的な養成システムです。でも上ばかり見ている、ドロップアウトした彼女のような存在を生む危うさも、指導者は冷静に意識すべきだと思ひます。

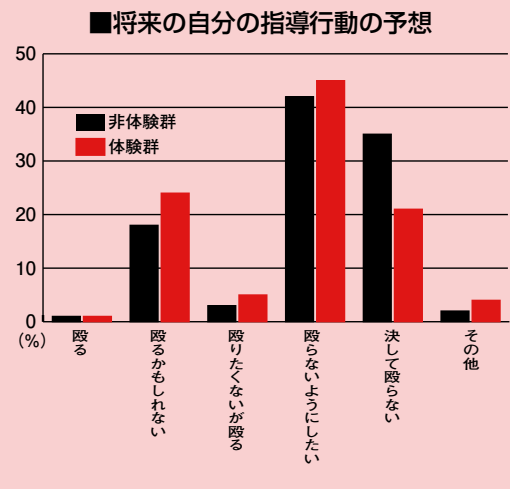
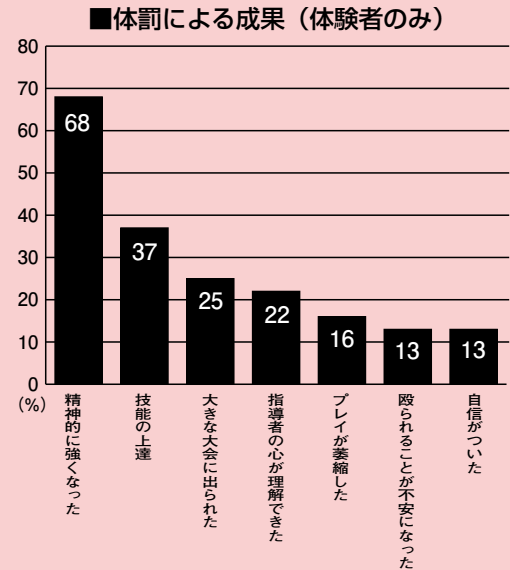
複数指導と表彰制度

体罰を熱意の産物として、あいまに考えていては駄目です。確かに厳しい指導と暴力に近い体罰との境界線は、私自身答を持ちません。でも、だから

こそ「体罰なし」を基本に指導にあたるべきだと考えます。それを現実のものにするうえで、成果至上主義にもとづかない指導者の表彰制度があればと思います。それと、複数の指導者による指導態勢の構築が効果的ではないでしょうか。スポーツの指導というものは、本来は、時間がかかるものだと思います。短期間で結果を要求するスポーツ界全体が、そろそろ発掘、育成、強化すべての段階を見つめ直す時期が来ているのではないのでしょうか。

調査データ

阿江教授が1994年-95年にかけて、東京女子体育大学学生596名(19~21歳)を対象に調査した「運動部指導者の暴力的行動の影響:社会的影響過程の視点から」(体育学研究,45:89-103,2000)より。中学、高校での部活動中に殴られたことがあるものは223名(37.4%)。体験した時期は、中学校130名(58%)、高校156名(72%)、大学18名(8%)で、中学・高校両方で体験者は68名(30%)。暴力体罰で一番ひどかった時期は62%が高校期。



言葉による指導の重要性

つくば言語技術教育研究所

三森ゆりか

はじめに

「走れ！」「何やってるんだ！！
よく見ろ！」「スポーツの現場では、命令調の強い言葉を耳にすることが多い。また、命令する態度が高じて支配者の感覚に陥るためか、体罰の事例も後を絶たない。指導だから命令は当たり前、広いグラウンドなどでは、大きな声で簡潔に指示を出さないと子どもの耳には届かない、と考える人は多いかもしれない。また、指示を無視すれば報復は当然という考え方もあるかもしれない。しかし、度を越えた叱咤、あるいは体罰は子どもの指導に有効なところか、むしろ子どもを萎縮させ、子どものやる気をそぐ結果に繋がる。本稿では、ス

ポーツ現場での言葉の使われ方の現状を考えた上で、どのような改善が有効かを提示する。

強い調子の言葉に萎縮する子ども

命令口調で指示し続けている内に子どものモチベーションが低下し、今時の子どもは根性が無いと嘆息をした経験があなたにはないだろうか？あるいは叱咤によって子どもが服従しない態度を見せたり、反論したりしたため、思わず手が出そうになった経験があなたにはないだろうか？強い叱咤調の指示と、子どものやる気の低下、及び不服従の間には実は相関関係があり、子どもに適切な指導をしたければ言葉の役割を十分に検討し、言葉



【さんもり ゆりか】
1957年生まれ。上智大学外国語学部ドイツ語学科卒。(株)丸紅を経て、つくば言語技術教室(現つくば言語技術教育研究所)を開設。麗澤中学・高等学校非常勤講師、文部科学省読解力向上に関する検討委員会委員、言語力育成協力者会議委員、スポーツ指導者の養成・活用に関する調査研究協力者会議委員などを兼務。(財)日本サッカー協会、(財)日本オリンピック協会などでコミュニケーションスキルの講師をつとめる。

を有効に用いる必要がある。激しい調子の言葉遣いは子どもを精神的に萎縮させ、その結果からだが硬直し、実力を発揮できなくなるからである。体罰は言わずもがなである。

言葉の調子の持つ影響力について、一つの実例を紹介しよう。あるとき私は、外国人が日本の中学一年生を指導する現場に遭遇したことがあった。この時、指導に当たっていた外国人は、母語で指導を試みた。中学一年生は、当然言葉が理解できないので、通訳が外国人指導者の言葉を日

本語に変換した。ところがこの指導中、奇妙なことに子どもが次第に萎縮し、うまく動けなくなるといった現象が発生した。そのような事態が発生した原因は、実は通訳の言葉にあった。

その練習時、外国人指導者は、彼の言語の文法において「命令形」に区分される動詞の形を用いて指導をしていた。すなわち、「Go! Wait! Run!」といった形である。するとこの言葉を通訳者が、「行け！ 待て！ 走れ！」と、激しい命令口調で子どもに向かって発した。その調子



し、「行って！」「行きなさい！」というニュアンスもやはり「Go!」で表現する。外国人指導者自身は、グラウンド上で子どもに指導していたため、結構な大声で指示を発してはいた。しかしそれは怒声ではなかった。しかしながら通訳が、「Go!」とは命令形であり、「行け！」という日本語に置き換えるべき言葉と理解し、子どもに怒声で命令したため、子どもが動けなくなるといった結果が生じたのだ。子どもの反応が鈍

くなると、外国人指導者は彼らを効率よく動かそうと、さらに頻りに声を発し出した。しかしそれをまた日本の通訳者が、さらに厳しい命令口調で通訳したため、外国人指導者の真意はついに子どもには伝わらず、互いに消化不良の練習だけが残った。

がまるで怒声であったため、子どもは次第に萎縮し、自尊心を失い、失敗を恐れるあまり動けなくなったのである。英語などの言語における命令形は、必ず日本語の「行け！ 待て！」などに対応しているわけではない。「Go!」には、「行け！」という意味はある。しか

私は、途中で外国人指導者の言葉の調子と通訳の口調の相違に気づき、日本側のコーチを通じてその点を通訳者に伝えた。しかし、一度萎縮モードに入った子どもを再燃させるのは困難を極め、結局外国人指導者はなぜ子どもの反応が低下したのか理解できないまま、指導を終えることとなった。

この例が示すように、叱咤調の激しく強い言葉は決して良い指導には繋がらない。むしろ子どもに緊張を強いて萎縮させ、そのからだの反応を鈍らせる結果になる。甘い言葉を用いて子どもを甘やかす必要はむしろない。しかしながら、指導と叱咤、あるいは罵詈雑言との相違については、指導者は注意を払うべきである。ここに体罰が加われば、さらにとどのような結果に繋がるかについては言うまでもないだろう。

スポーツ指導の環境

日本の言語環境は、一般に言葉による表現を軽視し、「男は黙って」に代表されるように、思考や感情を言葉によって表出しなないことに美学を求める傾向がある。武道の精神論がそのまま持

ち込まれている日本のスポーツ指導には、この傾向が特に強い。スポーツはからだと共に心を鍛錬するものであり、そのためには厳しい言葉が有効であるとの思い込みから、日本のスポーツ現場では長いこと怒声や暴言が支配的だった。そして、子どもがそのような指導に不服を見れば体罰に繋がることも稀ではないだろう。指導中の声高な命令調の指示、聞くに堪えないような罵声や恐喝まがいの指導、忍耐が限界に達して退部を申し出ると人間性を根本から否定するような言葉を投げつけるケース、繰り返される体罰など、日本のスポーツ指導の現場では、言葉は否定的な意味合いで用いられることが多かった。言葉による指導に問題があるからこそ、体罰も消えないだろう。

先の一例がしかしながら示すように、言葉は深く心に影響する。従って、罵詈雑言は子どもの運動能力を伸ばすどころか、その反対に作用することが多い。え、子どもの反抗心すら喚起するのである。スポーツを通して、真の意味での子どもの指導を目指すのであれば、言葉の役割をよく考え、有効に言葉を遣う必

要があるのだ。

指導の現場で有効に言葉を活用する

指導の現場で有効に言葉を活用するためには、何よりもまず



示す際には、次のように、主張を先に置いてから理由を述べると分かりやすくなる。

「(A) 君たちはまず**の練習をする必要がある。(B) なぜならそれは**からだ」

(A) のような主張を示す文が先に来ると、聞き手である子どもは、これから何の説明が始まるかを予測し、話を聞く準備ができる。いったんこの準備ができると、続けて示される理由を受け入れやすくなるため、結果的に子どもは話を良く聞けるようになる。練習すべきことが理解できるようになる。理解すればからだも動くので、練習への参加態度にも変化が現れるはずである。

指示や目的の核を構成する根拠を子どもに説明できる必要がある。指導者にこのような能力が身につくと、命令口調でなくても、子どもは話を聞くようになる。指示の目的や根拠を子どもに

また、いったん練習を始めた上で問題点が見つかったら、途中で練習を止めてその問題点を指摘し、修正方法とそうする理由とを再び示せばよい。次のような調子で行う。

「(A) そのやり方には問題がある。(B) なぜなら...からだ。そこで、**すると良い。(C) どうしてそうすべきなのかわかるかい? みんなで考えてみよう」

指導者が、主張と根拠を組み合わせて言う方法に慣れたら、次は、子ども自身にも根拠を考えさせるように促し、練習の中に子ども自身を巻き込む。それが(C)の発問である。

このようなやり方にはある程度時間が必要である。子どもに考える機会を与えるということ、指導者に忍耐が必要なことを意味するからだ。しかし、自分の頭で考え、練習に参加することになるので、怒鳴られ、時には体罰を被り、言われるままに行動するよりも子どもは遙かに自主的に動くようになる。その結果としてやる気が向上し、失敗も減少する。そうなれば、指導者自身も無用に腹を立てたり、無用に子どもと戦ったりする必要も減少することだろう。

おわりに

子どもに指導をする現場において、言葉は大きな役割を果たす。スポーツがからだを使って実

施するものであれ、体の使い方に ついての細かい説明や戦略の理解に言葉は必要不可欠だからである。背中を見て覚える、言わずとも通じる、といった古典的な学びや察しのあり方は現代の子どもには通用しない。指導において、いかに分かりやすく、子どもの心に届く形で指導者の考えを言葉に落とし込めるかがポイントになる。

昨年私が「言語技術」を指導したスポーツ指導者から、リーグ優勝したという報告があった。「言語技術」を学習した後、この指導者が言葉に細心の注意を払うようになった結果、選手から「説明が分かりやすくなった」と評価されるようになり、その結果が優勝という成果に繋がったのだそう。

スポーツはむろん、からだで行うものである。しかしそのからだに命令を出すのは脳であり、その際、言葉は重要な役割を担う。スポーツの現場から、言葉軽視の傾向やそれに伴う体罰を駆逐し、言葉をこそ重視して指導する方向に改めてはどうだろうか?

sj